1904

避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難した申立人ら(父母、子1 名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、同人らが原発事故に起因する 精神的損害の賠償を求めた訴訟の確定判決があるものの、同判決において要介 護及び介護といった個別の事情は原告らの共通の事情に含まれていないとし て、身体障害等級1級の要介護状態であった申立人父に対し、平成23年3月 から同年7月までの期間については、転院先が見つかるか不安な状態にあった こと、避難先から病院に片道2時間かけて通院する必要があったことなどを考 慮して、月額6万円(うち月額2万円は東京電力の直接請求手続において支払 済み)が、平成23年8月以降は原発事故前に通院していた病院に通院できる ようになったことにより同人の負担は軽減されたことも考慮して、負担軽減後 の生活が落ち着くまでの期間として、平成23年8月から平成24年7月まで の期間について月額3万円(うち月額2万円は東京電力の直接請求手続におい て支払済み)が賠償されるとともに、申立人母子に対し、申立人母がうつ病の 持病を抱えながら申立人父の介護をしたことなどを考慮して、平成23年3月 から平成29年7月まで月額3万円(うち月額1万円は東京電力の直接請求手 続において支払済み)が賠償された事例。

# 和解契約書 (全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1、同X2及び同X3(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり、和解する。

#### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばな いことを相互に確認する。

記

#### 損害項目

ア. 日常生活阻害慰謝料(申立人X1の要介護増額分) 期間:平成23年3月11日から平成24年7月31日まで

320,000円

イ. 日常生活阻害慰謝料(申立人X1に対する介護増額分) 期間:平成23年3月11日から平成29年7月31日まで

1,540,000円

#### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)に対する和解金として合計金1,860,000円の支払義務があることを認める。

## 第3 支払方法

(省略)

### 第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項所定の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し て別途請求しない。

#### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有す るものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償 紛争解決センターに交付する。

令和4年10月28日

(仲介委員 田村 佳弘)